

事業主の皆さまへ

日本年金機構からのお知らせ

短時間労働者の方も厚生年金保険に加入できます

平成29年4月から、厚生年金保険の被保険者数が常時500人以下の企業であっても、労使合意^{※1}がなされれば、短時間労働者^{※2}の方も厚生年金保険・健康保険（社会保険）に加入できるようになりました。社会保険に加入すると、将来受け取ることができる年金が増え、医療給付も充実するなど、多くのメリットがあります。

※1「労使合意」とは、従業員（厚生年金保険の被保険者、70歳以上被用者および短時間労働者）の2分の1以上と事業主が社会保険に加入することについて合意することです。手続きにあたっては、次の同意を得たことを証する書類（同意書等）を添付のうえ、「任意特定適用事業所申出書／取消申出書」を提出してください。

- ①従業員の過半数で組織する労働組合の同意 ③従業員の2分の1以上の同意
②従業員の過半数を代表する者の同意 (①に該当する労働組合がないときは②③のいずれかの同意)

※2「短時間労働者」とは、勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の4分の3未満で、次の①～④の全ての要件を満たす労働者の方です。

- ①週の所定労働時間が20時間以上あること ③賃金の月額が8.8万円以上であること
②雇用期間が1年以上見込まれること ④学生でないこと

各種届出様式および労使合意に基づく適用拡大に関するQ & A集については、機構ホームページへ掲載しておりますので、ご参照ください。

これらのことについてご不明な点がございましたら、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

あなたの年金 簡単便利な ねんきんネットで！

「ねんきんネット」は、ご自身のこれまでの年金記録や、これから受け取る年金見込額など、年金に関する情報をパソコンやスマートフォンで簡単に確認できるサービスです。

ご提出いただいた算定基礎届等により決定された標準報酬月額などもご自身で簡単に確認できます。

また、日本年金機構から送付される「ねんきん定期便」や「年金支払いに関する通知書」（年金振込通知書や源泉徴収票等）の内容を電子版で確認・ダウンロードできます。さらに年金振込通知書や源泉徴収票などは原本が必要な場合には「ねんきんネット」の利用者メニューからいつでも再交付申請をすることができます。

この機会に「ねんきんネット」に登録いただきますよう、従業員の皆さまへご周知をお願いします。

詳しくはWEBで！ http://www.nenkin.go.jp/n_net/



ねんきん太郎
「ねんきんネット」マスコット



スマートフォンでのご利用登録の方はこちら